

○こうち人づくり広域連合情報公開条例施行規則

平成15年 3 月10日

規 則 第 3 号

改正 平成20年10月 1 日 規則第 4 号

改正 平成28年 4 月 1 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、こうち人づくり広域連合長（以下「広域連合長」という。）が保有する行政情報について、こうち人づくり広域連合情報公開条例（平成15年条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公開請求書)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項に規定する公開請求書の提出は、情報公開請求書（第 1 号様式）によるものとする。

(公開請求却下通知)

第 4 条 前条に規定する情報公開請求書において形式上の不備があるときその他正当な理由により公開請求を却下するときは、情報公開請求却下通知書（第 2 号様式）により行うものとする。

(公開決定等の通知)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する公開決定等の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 行政情報の全部を公開する場合 情報公開決定通知書（第 3 号様式）
- (2) 行政情報の一部を公開する場合 情報一部公開決定通知書（第 4 号様式）
- (3) 行政情報の全部を公開しない場合 情報非公開決定通知書（第 5 号様式）

2 条例第 7 条第 6 項又は第 7 項の規定により、公開決定等の期間を延長するときは、情報公開決定等期間延長通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

(公開の方法等)

第 6 条 条例第 8 条第 2 項に規定する行政情報の閲覧、視聴若しくは聴取又はその写しの交付の方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 文書、図画又は写真 閲覧又は写しの交付
- (2) 磁器テープ、磁器ディスク、フィルム又は録音・録画テープ等 閲覧、視聴、聴取又は複写したものの交付

2 前項の規定による行政情報の閲覧、視聴、聴取又は写しの交付は、広域連合長が指定する日時及び場所において行うものとする。

3 行政情報の閲覧、視聴又は聴取をする者は、当該行政情報を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。

4 広域連合長は前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、行政情報の閲覧、視聴又は聴取を中止させ、若しくは禁止することができる。

- 5 行政情報を公開する場合において、その写しを交付するときの交付部数は、特別の理由がある場合を除き、請求1件につき1部とする。

(第三者保護に関する手続)

第7条 条例第13条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、公開請求年月日、当該第三者に係る情報の内容及び意見書の提出期限その他必要な事項とし、情報の公開決定等に係る意見照会書(第7号様式)により行うものとする。

- 2 前項に規定する意見照会書に対して当該第三者が提出する意見書は、情報の公開決定等に係る意見書(第8号様式)によるものとする。

- 3 条例第13条第3項の規定により反対意見書が提出された場合において、当該公開に反対する部分の全部又は一部を公開する決定をしたときは、情報の公開決定に係る通知書(第9号様式)により、当該部分の全部を公開しない決定をしたときは情報の非公開決定に係る通知書(第10号様式)により、当該第三者に通知するものとする。

(写しの交付に要する費用)

第8条 条例第14条第1項に規定する費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 行政情報の写しの作成に要する費用 別表に規定する額

(2) 行政情報の送付に要する費用 郵送料に相当する額

- 2 前項に定める費用は、前納とする。ただし、広域連合長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(諮問をした旨の通知)

第9条 条例第17条第2項に規定する諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書(第11号様式)によるものとする。

(目録等の整備)

第10条 条例第29条に規定する文書の目録その他行政情報の検索に必要な資料は、こうち人づくり広域連合文書管理規程(平成14年訓令第4号)に規定するファイル基準表によるものとし、広域連合事務局に備え置くものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 8 条関係）

区 分	単位	金額
乾式複写機による写し（白黒で、日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	1 枚	10円
フロッピーディスクに複写したもの	1 枚	100円
フロッピーディスク以外の電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する金額	
録音テープに複写したもの	1 巻 (120分)	450円
録画テープに複写したもの	1 巻 (120分)	450円
外部に委託して作成したもの	当該写し等の作成に要した委託金額	

第 1 号様式

年 月 日

こうち人づくり広域連合長

様

請求者 住 所

氏 名

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

連絡先 氏 名

電話番号

〔 法人その他の団体の担当者その他連絡
可能な方を記載してください。 〕

情 報 公 開 請 求 書

こうち人づくり広域連合情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり行政情報の公開を請求します。

1 請求する行政情報の件名又は内容	
2 公開の方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 聴取 ☐ 写しの交付 (希望する方法の□内にレ印をしてください。)
3 請求の目的	
※ 4 事務担当の係	電話番号 (— —)
※ 5 備 考	受付年月日 年 月 日

注 1 「請求する行政情報の件名又は内容」については、できるだけ具体的に記入してください。なお、記入に当たっては、事務局職員に相談してください。

2 「請求の目的」は参考までにお尋ねするものです。

3 ※印の欄は、特に指示がない場合は記入しないでください。

第 年 月 日 号

様

こうち人づくり広域連合長 印

情 報 公 開 請 求 却 下 通 知 書

平成 年 月 日付けの公開請求について、次の理由により請求を却下しましたので通知します。

1 公開請求に係る行政情報の内容等	
2 却下の理由	
3 事務担当の係	電話番号（ — — ）
4 備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 年 月 日 号

様

こうち人づくり広域連合長 印

情 報 公 開 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで公開請求のありました行政情報につきましては、こうち人づくり広域連合情報公開条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

1 公開請求に係る行政情報の内容等		
2 公開の日時及び場所	日時	午前 年 月 日 時 分 午後
	場所	
3 事務担当の係	電話番号 (- -)	
4 備 考		

注 1 行政情報の公開を受ける際には、この通知書をご提示ください。
2 指定された日時でご都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で事務担当の係までご連絡ください。

様

こうち人づくり広域連合長

印

情 報 一 部 公 開 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで公開請求のありました行政情報につきましては、こうち人づくり広域連合情報公開条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

1	公開請求に係る行政情報の内容等		
2	公開の日時及び場所	日時	午前 年 月 日 時 分 午後
		場所	
3	公開することができない部分並びに根拠規定及び理由	(1) 公開することができない部分 (2) こうち人づくり広域連合情報公開条例第 条に該当 (3) 理由	
4	非公開部分の公開できる見込みの期日		
5	事務担当の係	電話番号 (— —)	
6	備 考		

注 1 行政情報の公開を受ける際には、この通知書をご提示ください。

2 指定された日時でご都合の悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で事務担当係までご連絡ください。

3 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

情 報 非 公 開 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで公開請求のありました行政情報につきましては、こうち人づくり広域連合情報公開条例第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

1 公開請求に係る行政情報の内容等	
2 公開しないことと決定した根拠規定及び理由	(1) こうち人づくり広域連合情報公開条例第 条に該当 (2) 理由
3 将来の公開できる見込み	
4 事務担当の係	電話番号 (— —)
5 備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

情 報 公 開 決 定 等 期 間 延 長 通 知 書

平成 年 月 日付けで公開請求のありました行政情報につきましては、こうち人づくり広域連合情報公開条例第 7 条第 6 項（又は第 7 項）の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので通知します。

1 公開請求に係る行政情報の内容等	
2 延長する理由	
3 決定することができる期日	年 月 日
4 事務担当係	電話番号（ - - ）
5 備 考	

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

情 報 の 公 開 決 定 等 に 係 る 意 見 照 会 書

あなたに関する情報が記録された行政情報について、こうち人づくり広域連合情報公開
条例に基づき、次のとおり公開請求がありました。

つきましては、当該行政情報の公開の可否についての決定に当たり参考としたいので、
同条例第13条第 1 項（又は第 2 項）の規定により照会します。

別添の行政情報の公開決定等に係る意見書により、あなたのご意見を平成 年 月
日までに提出してくださるようお願いします。

なお、期限までに提出がない場合は、ご意見がないものとして取り扱います。

1 公開請求年月日	年 月 日
2 公開請求のあつた行政情 報の件名又は内容	
3 あなたに関する情報の内 容	
4 事務担当の係及び意見書 の提出先	電話番号（ - - ）
5 備 考	

第8号様式

年 月 日

こうち人づくり広域連合長

様

住 所

氏 名

印

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

情 報 の 公 開 決 定 等 に 係 る 意 見 書

平成 年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

(該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)

- 1 公開することに反対しません。
- 2 公開に反対します。(①及び②に必ずご記入ください。
 - ① 公開に反対する部分
 - ② 公開に反対する理由 (具体的にご記入ください。)

第 年 月 日 号

様

こうち人づくり広域連合長

印

情 報 の 公 開 決 定 に 係 る 通 知 書

平成 年 月 日付けの情報の公開請求に関して、あなたに関する情報が記録された部分について、平成 年 月 日付けで公開に反対する旨の意見書をいただきましたが、検討の結果、こうち人づくり広域連合情報公開条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので、同条例第13条第 3 項（第19条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

1	公開請求のあった行政情報の件名又は内容	
2	公開することとしたあなたに関する情報の内容	
3	公開することとした理由	
4	公開する年月日	年 月 日
5	事務担当係	電話番号（ - - ）
6	備 考	

注 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、広域連合を被告として（訴訟において広域連合を代表する者は広域連合長となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

情 報 の 非 公 開 決 定 に 係 る 通 知 書

平成 年 月 日付けのあなたに関する記録の情報の公開請求について、あなたが公開に反対している部分については、公開しないことと決定しましたので通知します。

1 公開請求のあった行政情報の件名又は内容	
2 公開しないこととしたあなたに関する情報の内容	
3 事務担当係	電話番号（ — — ）
4 備 考	

第 号
年 月 日

様

こうち人づくり広域連合長 印

審 査 会 諮 問 通 知 書

平成 年 月 日付けの公開決定等に対する審査請求について、こうち人づくり広域連合情報公開条例第17条の規定により、こうち人づくり広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので通知します。

1 審査請求年月日	年 月 日
2 公開請求のあった行政情報の件名又は内容	
3 審査請求の内容	
4 諮問をした年月日	年 月 日
5 事務担当係	電話番号 (— —)
6 備 考	